除された金額が最も古いものから順次控除されたもの」に改め、「既に平成二十二年度以前分読替え後の法第六十八条の九第七項」の下に「の規定により控除された金額がある場合には、当該控除された金額のうち控除可能期間の末日が最も早いものから順次控除され、その控除可能期間の末日が同日であるものについては古いものから順次控除されたもの」を、「とあるのは「平成二十二年度以前分読替え後の法第六十八条の九第七項」と」の下に「「が最も古いものから順次控除されたもの」とあるのは「のうち控除可能期間の末日が最も早いものから順次控除され、その控除可能期間の末日が同日であるものについては古いものから順次控除されたもの」と」を加え、同項第三号中「平成二十三年四月一日」を「平成二十三年七月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

19　法第六十八条の九の二第二項又は第五項に規定する連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が平成二十三年四月一日以後に開始し、かつ、同年六月三十日までに終了する各連結事業年度において同条第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第一項に規定する税額控除限度額若しくは同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額又は同条第六項に規定する中小連結法人税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額がある場合における法第六十八条の九の二第二項又は第五項の規定の適用については、同条第二項第二号中「又は同項第二号に規定する平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「、同項第二号に規定する平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額（以下この項において「平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額」という。）又は連結繰越税額控除限度超過額（平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額に該当するものを除く。）」と、「及び平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「、平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額及び連結繰越税額控除限度超過額」と、同条第五項第二号中「又は同項第六号に規定する平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」とあるのは「、同項第六号に規定する平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額（以下この項において「平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」という。）又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額（平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額に該当するものを除く。）」と、「及び平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」とあるのは「、平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額及び繰越中小連結法人税額控除限度超過額」とする。

第二条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四十四条第四項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第九十二号

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）の施行に伴い、並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第三項及び附則第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令

第一条第一項中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

第三条の表第十八条第一項の項中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改め、同表第十八条第五項の項中「平成二十三年三月」を「平成二十三年九月」に改め、同表第二十一条第二項及び第三項の項を削り、同表第二十一条第二項の項中「当該年度」を「毎年度」に、「同年度」を「平成二十二年度又は平成二十三年度」に改め、同表第二十一条第三項の項を次のように改める。

第二十一条第三項	毎年度	平成二十二年度及び平成二十三年度
	当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して	千分の〇・二を標準として

第四条の表附則第七条第五項の項中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

第五条の表第六条第一項の項中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改め、同表第七条の五の項中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令」に改め、同表第七条の十二の項中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項」に、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令」に改める。

附則第三条第二項中「平成二十三年三月まで」を「平成二十三年九月まで」に、「同年三月まで」を「同年九月まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（特別会計に関する法律施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

一　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）附則第十四条の二

二　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）附則第八条（見出しを含む。）